

陳情調書

(件 名) 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書

(陳情の趣旨)

昨年5月1日、水俣病犠牲者慰霊後の環境大臣と被害者との懇談の場で被害者の発言中に突然マイクが遮断されるという事態が起きました。この問題は、国会でも取り上げられ、「国は、水俣病被害者の声に真摯に向き合い、水俣病問題を早期に解決すべきだ」という国民の声が大きく広がっています。

水俣病被害者たちが救済を求めているノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、2023年9月27日、大阪地方裁判所が128名全員を水俣病と認め、2024年3月22日、熊本地方裁判所が144名のうち25名を水俣病と認め（ただし除斥期間を経過として請求は棄却）、同年4月18日、新潟地方裁判所が（公健法で認定された2名を除く）45名のうち26名を水俣病と認める判決を言い渡し、東京地方裁判所でも訴訟が係属しています。上記三地裁の判決は、現行の水俣病被害者救済制度では救済されない被害者の存在を明らかにしました。

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟も提訴から11年が経過し、約1,700名原告のうち300名ほどがすでに亡くなり、平均年齢も75歳を超えています。

これ以上訴訟の継続によって救済を遅らせることは、被害者たちに二重三重の苦しみを強いるものであり、人道上決して許せるものでなく、一日も早く水俣病被害者を救済していくことが求められています。

水俣病も公式確認されてから、70年という長い年月が経過しようとしています。

先の国会では衆議院に「国による全ての水俣病の被害者の救済実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律」（案）が提出されており、今次臨時国会以降に議論が行われようとしています。

水俣病の早期解決は、国政にとっての最重要課題であり、被害者たちが高齢化する中で一刻の猶予ありません。

国は、この問題を真摯に受け止め、水俣病問題を解決するために早期に動き出すべきときです。

つきましては、次の陳情事項について審議、採択いただきますようお願い致します。

(陳情事項)

地方自治法第99条の規定にもとづき、水俣病被害者を救済し、水俣病問題の早期解決を国に要望する意見書を提出してください。

以上
(添付資料省略)